

設 計 書

委託名称 松戸市消防局他11か所庁舎清掃及び管理業務等委託

— 金 (委託価格)

設計金額 — 金 (委託費計)

委託場所 松戸市松戸新田114番地の5 他11か所

期 間 自 令和 8 年 4 月 1 日
 至 令和 9 年 3 月 31 日

設計年月日 令和 8 年 月 日

松戸市消防局 消防総務課

費目別内訳

費目別集計書 (清掃・管理)

拾い書（総括1）

区分	項目	清掃員 A	清掃員 B	清掃員 C	計	備考
清掃業務	日常清掃					
	床の日常清掃					第1表 参照
	床以外の日常清掃					第2表 参照
	巡回清掃					第3表 参照
	建物外部の日常清掃					第4表 参照
	定期清掃					
	床の定期清掃					第5表～第9表 参照
	ごみ収集					
	運搬・分別・梱包処理					第10表 参照
計						
合計						

拾い書（総括2）

区分	項目	清掃員 A	清掃員 B	清掃員 C	計	備考
清掃業務	定期清掃					
	床以外の清掃(照明器具)					第11表 参照
	床以外の清掃(トイレ・ガラス)					第12表 参照
	受水槽清掃					第13表 参照
	空調設備フィルター清掃					〃
	換気扇清掃					〃
計						
管理業務	管理業務					
	水質検査					第14表 参照
	水質検査(雨水貯留槽)					〃
	空気環境測定					〃
	衛生害虫駆除業務					〃
	専用水道管管理状況検査					〃
	草刈及び剪定業務					〃
	建築物環境衛生管理技術者					〃
	ポンプ点検					〃
計						
合計						

拾い書 (床の日常清掃)

床の日常清掃

第1表

区分	項目	清掃員A		清掃員B		清掃員C	
		計算	計	計算	計	計算	計
① 消防局							
1 玄関ロビー	硬質床 78.57 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
2 事務室、会議室等	硬質床 2.25 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
	弹性床 605.21 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
	繊維床 263.07 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
	タタミ 34.17 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
	木 1.87 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
3 廊下及びエレベーター	弹性床 348.00 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
ホール等	モルタル 32.32 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
4 便所及び洗面所	硬質床 81.95 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
	弹性床 3.75 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
5 湯沸室	弹性床 9.18 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
6 階段	弹性床 74.96 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
7 エレベーター	弹性床 2.08 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
8 屋上	モルタル 122.38 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
② 中央署(ちば北西部消防指令センター)							
1 事務室、会議室	弹性床 557.41 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
仮眠室、指令室等	繊維床 174.11 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
2 便所及び洗面所	弹性床 26.23 m ²	* 241回／年 *		* 241回／年 *		* 241回／年 *	
計							
合計							

拾い書（床以外の日常清掃）

床以外の日常清掃

第 2 表

拾い書（巡回清掃）

第 3 表

巡回清掃

拾い書(建物外部の日常清掃)

第 4 表

建物外部の日常清掃

拾い書(床の定期清掃)

床の定期清掃

第 5 表

区分	項目	清掃員 A		清掃員 B		清掃員 C	
		計算	計	計算	計	計算	計
消防局							
1 玄関ロビー	硬質床 78.57 m ²	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
2 事務室、会議室等	硬質床 2.25 m ²	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
	弾性床 612.44 m ²	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
	繊維床 175.77 m ²	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
	タタミ 34.17 m ²	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
	木 1.87 m ²	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
3 廊下及びエレベーター	弾性床 364.16 m ²	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
ホール等	モルタル 32.32 m ²	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
4 便所及び洗面所	硬質床 82.20 m ²	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
	弾性床 3.50 m ²	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
5 湯沸室	弾性床 9.18 m ²	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
6 階段	弾性床 74.96 m ²	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
7 エレベーター	1 台	* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *		* 6 回 /年 *	
計							
合 計							

拾い書(床の定期清掃)

第 6 表

床の定期清掃

区分	項目	清掃員 A		清掃員 B		清掃員 C	
		計算	計	計算	計	計算	計
1 中央署							
① 玄関	硬質床 18.49 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
② 廊下、事務室、会議室、	弹性床 1,087.43 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
仮眠室、食堂、エレベー	モルタル 126.75 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
ホール	繊維床 236.86 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
③ エレベーター	1 台	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
④ 階段	弹性床 51.01 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
⑤ 便所等	弹性床 124.41 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
⑥ 湯沸室	弹性床 2.13 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
2 西口署							
① 玄関、廊下	硬質床 5.93 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
	弹性床 60.65 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
② 受付、事務室、会議室、	弹性床 253.09 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
仮眠室、食堂							
③ 湯沸室	弹性床 4.59 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
④ 階段	弹性床 19.35 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
⑤ 便所	硬質床 25.34 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
3 二十世紀が丘署							
建替え中							
計							
合 計							

拾い書(床の定期清掃)

床の定期清掃

第 7 表

区分	項目	清掃員 A		清掃員 B		清掃員 C	
		計算	計	計算	計	計算	計
4 小金署							
① 玄関	硬質床 58.25 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
② 廊下、事務室、会議室、	弹性床 558.45 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
食堂、仮眠室、エレベー	繊維床 307.48 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
ターホール							
③ エレベーター	1 台	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
④ 階段	弹性床 97.00 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
⑤ 便所	硬質床 59.00 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
5 馬橋署							
① 玄関、廊下	弹性床 75.22 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
② 受付、事務室、会議室、	弹性床 308.75 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
仮眠室、食堂							
③ 階段	弹性床 16.76 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
④ 便所	硬質床 31.02 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
6 大金平署							
① 玄関、廊下	硬質床 67.43 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
	弹性床 48.61 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
② 受付、事務室、会議室、	弹性床 181.65 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
仮眠室、食堂	繊維床 85.01 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
③ 階段	弹性床 13.97 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
④ 便所	硬質床 22.14 m ²	* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *		* 6 回 / 年 *	
計							
合 計							

拾い書(床の定期清掃)

床の定期清掃

第 8 表

区分	項目	清掃員 A		清掃員 B		清掃員 C	
		計算	計	計算	計	計算	計
7	八ヶ崎署						
	① 玄関、廊下	硬質床 9.16 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
		弹性床 84.98 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	② 受付、事務室、会議室、	弹性床 177.31 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	仮眠室、食堂	繊維床 106.74 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
		タタミ 16.93 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	③ 湯沸室	弹性床 3.65 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	④ 階段	弹性床 9.56 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	⑤ 便所	弹性床 26.76 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
8	五香署						
	① 玄関、エレベーター	硬質床 7.32 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	ホール、廊下	弹性床 242.93 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	② 受付、事務室、会議室、	弹性床 255.71 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	仮眠室、食堂	繊維床 124.28 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
		タタミ 21.52 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	③ エレベーター	1 台	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	④ 湯沸室	弹性床 5.51 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	⑤ 階段	弹性床 25.27 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	⑥ 便所	弹性床 45.08 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
9	六実署						
	① 玄関、廊下	硬質床 2.79 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
		弹性床 30.46 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	② 受付、事務室、会議室、	弹性床 254.13 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	仮眠室、食堂	モルタル 37.90 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	③ 階段	弹性床 19.53 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	④ 便所	硬質床 30.69 m ²	* 6 回／年 *		* 6 回／年 *		* 6 回／年 *
	計						
	合計						

拾い書(床の定期清掃)

床の定期清掃

第9表

区分	項目	清掃員A		清掃員B		清掃員C	
		計算	計	計算	計	計算	計
10 東部署							
① 玄関、廊下	硬質床 3.72 m ²	* 6回／年 *		* 6回／年 *		* 6回／年 *	
	弹性床 69.05 m ²	* 6回／年 *		* 6回／年 *		* 6回／年 *	
② 受付、事務室、会議室、	弹性床 263.14 m ²	* 6回／年 *		* 6回／年 *		* 6回／年 *	
仮眠室、食堂	繊維床 11.76 m ²	* 6回／年 *		* 6回／年 *		* 6回／年 *	
③ 階段	弹性床 12.65 m ²	* 6回／年 *		* 6回／年 *		* 6回／年 *	
④ 便所	硬質床 24.43 m ²	* 6回／年 *		* 6回／年 *		* 6回／年 *	
11 消防訓練センター							
① 管理棟							
ア、事務室、会議室等	弹性床 64.78 m ²	* 12回／年 *		* 12回／年 *		* 12回／年 *	
	モルタル 41.27 m ²	* 12回／年 *		* 12回／年 *		* 12回／年 *	
	タタミ 24.04 m ²	* 12回／年 *		* 12回／年 *		* 12回／年 *	
イ、便所	硬質床 10.77 m ²	* 12回／年 *		* 12回／年 *		* 12回／年 *	
12 中央署(ちば北西部消防指令センター)							
① 廊下、事務室、会議室、	弹性床 557.41 m ²	* 6回／年 *		* 6回／年 *		* 6回／年 *	
仮眠室、食堂、指令室	繊維床 174.11 m ²	* 6回／年 *		* 6回／年 *		* 6回／年 *	
② 便所及び洗面所	弹性床 26.23 m ²	* 6回／年 *		* 6回／年 *		* 6回／年 *	
計							
合計							

拾い書(ごみ收集)

ごみ収集

第 10 表

拾い書(床以外の定期清掃)

床以外の定期清掃

第 11 表

拾い書(床以外の定期清掃)

第 12 表

床以外の定期清掃

区分	項目	計算		計算		計算	
		計算	計	計算	計	計算	計
1 トイレ清掃							
①消防局		6回 / 年					
②中央署		6回 / 年					
(ちば北西部消防指令センター)		6回 / 年					
③西口署		6回 / 年					
④二十世紀が丘署							
⑤小金署		6回 / 年					
⑥馬橋署		6回 / 年					
⑦大金平署		6回 / 年					
⑧八ヶ崎署		6回 / 年					
⑨五香署		6回 / 年					
⑩六実署		6回 / 年					
⑪東部署		6回 / 年					
⑫消防訓練センター		12回 / 年					
	小計						
2 窓ガラス清掃（両面）							
①消防局	片面	464.60 m ²	929.20m ² (両面) * 2回 / 年				
②中央署	片面	290.24 m ²	580.48m ² (両面) * 2回 / 年				
(ちば北西部消防指令センター)	片面	67.34 m ²	134.68 m ² (両面) * 2回 / 年				
③西口署	片面	100.56 m ²	201.12m ² (両面) * 2回 / 年				
④二十世紀が丘署							
⑤小金署	片面	133.00 m ²	266.00m ² (両面) * 2回 / 年				
⑥馬橋署	片面	119.12 m ²	238.24m ² (両面) * 2回 / 年				
⑦大金平署	片面	138.25 m ²	276.50m ² (両面) * 2回 / 年				
⑧八ヶ崎署	片面	160.87 m ²	321.74m ² (両面) * 2回 / 年				
⑨五香署	片面	262.76 m ²	525.52m ² (両面) * 2回 / 年				
⑩六実署	片面	73.25 m ²	146.50m ² (両面) * 2回 / 年				
⑪東部署	片面	91.03 m ²	182.06m ² (両面) * 2回 / 年				
⑫消防訓練センター	片面	41.23 m ²	82.46m ² (両面) * 2回 / 年				
	小計						
	合 計						

拾い書(床以外の定期清掃)

床以外の定期清掃

第 13 表

拾い書(管理業務)

第 14 表

管理業務			
区 分	項 目		計
1 水質検査			
①消防局		2 回 ／年 * 2箇所	
②中央署・小金署・五香署		1 回 ／年 * 3箇所	
小計			
雨水貯留槽(中央署)		6 回 ／年 * 1箇所	
2 空気環境測定			
①消防局		6 回 ／年 * 1箇所	
②中央署		6 回 ／年 * 1箇所	
③中央署(ちば北西部消防指令センター)		6 回 ／年 * 1箇所	
小計			
3 衛生害虫駆除業務		2 回 ／年 * 1箇所	
4 専用水道管管理状況検査		1 回 ／年 * 2箇所	
5 草刈及び剪定業務			
①消防局		1 回 ／年 (延 313.503 m ²)	
②消防訓練センター		2 回 ／年 (草刈 : 延 221.81 m ² ・ 剪定 : 延 99.5 m ²)	
小計			
6 建築物環境衛生管理技術者 (消防局・中央署 非常勤)		365 回 ／年	
7 ポンプ点検		2 回 ／年	
①消防局		・湧水ポンプ2台 汚物・汚水用ポンプ2台 発電機冷却水ポンプ1台 揚水ポンプ1台	
②中央署(ちば北西部消防指令センター含む)		・加圧給水ポンプ2台 増圧給水ポンプ2台 雨水排水ポンプ2台 散水用ポンプ1台	
合 計			

松戸市消防局他11か所
庁舎清掃及び管理業務等委託

令和8年度

松戸市消防局

仕様書

本仕様書は、松戸市消防局、各消防署及び消防訓練センターの建築物等の清掃作業及び管理業務等の大要を示すものである。現場等の状況に応じ、本仕様書に記載がない軽微な事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

1 委託名称 松戸市消防局他11か所庁舎清掃及び管理業務等委託

2 委託場所 松戸市松戸新田114番地の5 他11か所

3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 対象施設概要

(1) 松戸市消防局	(松戸市松戸新田114-5)	地下1階・地上5階	4,358.27 m ²
(2) 松戸市中央消防署	(松戸市松戸新田114-5)	地上3階	3,316.33 m ²
	(ちば北西部消防指令センターを含む。)		
(3) 松戸市西口消防署	(松戸市古ヶ崎67)	地上2階	895.70 m ²
(4) 松戸市二十世紀が丘消防署	(松戸市松戸新田114-5)	※ 松戸市消防局2階に移転中	
(5) 松戸市小金消防署	(松戸市二ツ木2003-3)	地上3階	1,775.61 m ²
(6) 松戸市馬橋消防署	(松戸市西馬橋蔵元町179)	地上2階	894.71 m ²
(7) 松戸市大金平消防署	(松戸市大金平5-414)	地上2階	896.03 m ²
(8) 松戸市八ヶ崎消防署	(松戸市八ヶ崎6-47-1)	地上2階	899.99 m ²
(9) 松戸市五香消防署	(松戸市五香西3-8-1)	地上3階	1,589.45 m ²
(10) 松戸市六実消防署	(松戸市六高台7-94)	地上2階	865.50 m ²
(11) 松戸市東部消防署	(松戸市高塚新田359-19)	地上2階	881.46 m ²
(12) 松戸市消防訓練センター	(松戸市八ヶ崎4-50-2)	地上2階	376.84 m ²

○ 面積は全て延床面積、松戸市消防訓練センターは管理棟の延床面積とする。

○ ちば北西部消防指令センターは、中央消防署に含む。

※ 松戸市二十世紀が丘消防署は、建替えに伴い松戸市消防局2階に移転中であり、松戸市二十世紀が丘消防署の清掃等の委託場所については、松戸市消防局2階部分に含むものとする。

5 業務種別・対象施設・期間

日常清掃、定期清掃及び管理業務等に大別し、各対象施設及び期間は下記のとおりとする。

(1) 日常清掃

ア 対象施設

(ア) 松戸市消防局

消防局見取図（清掃委託用） 別紙 1-1 を参照

(イ) 松戸市中央消防署（ちば北西部消防指令センター部分のみとする。）

中央消防署見取図（清掃委託用） 別紙 1-2 を参照

イ 期間 開庁日（土日祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。）

(2) 定期清掃

ア 対象施設

(ア) 松戸市消防局

(イ) 松戸市中央消防署（ちば北西部消防指令センターを含む。）他 9 消防署

(ウ) 松戸市消防訓練センター

イ 期間 指定箇所を一定の期間ごとに行う（6 各業務詳細による。）。

(3) 管理業務等

ア 対象施設

(ア) 松戸市消防局

(イ) 松戸市中央消防署（ちば北西部消防指令センターを含む。）

(ウ) 松戸市小金消防署

(エ) 松戸市五香消防署

(オ) 松戸市消防訓練センター

イ 期間 指定箇所を一定の期間ごとに行う（6 各業務詳細による。）。

ウ 作業範囲 日常清掃・定期清掃範囲及び面積表 別紙 2 を参照

6 各業務詳細

(1) 日常清掃

ア 作業時間 委託者との協議とする。

イ 作業箇所及び作業要領

※ 日常清掃作業基準表 別紙 3-1 及び別紙 3-2 を参照

(ア) 松戸市消防局

作業箇所		作業要領
専用部分	局長室 団長室 事務室 仮眠室 会議室 更衣室 災害対策室 書庫 倉庫 物品庫 食堂 和室 講堂	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーペット床は、掃除機等で清掃すること。 ○ 自在ほうき等を用いて床の掃き掃除をする。ただし、汚れの著しい場合は、モップ及び洗剤等を用いて拭きあげること。 ○ 金属部分の乾拭きをすること。 ○ 和室は掃除機で塵をとり、窓台の除塵を行うこと。ただし、汚れの著しい場合は水雑巾等で拭くこと。 ○ ごみ箱のごみを収集し、集めたごみは所定の場所に搬出すること。
	印刷室 保健室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 埃による影響を受け易いので、ダストモップ等で清掃すること。 ○ 扉、金属部分を清掃すること。 ○ ごみ箱のごみを収集し、集めたごみは所定の場所に搬出すること。
	玄関口ビー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自在ほうき等を用いて床の掃き掃除をする。ただし、汚れの著しい場合は、モップ及び洗剤等を用いて拭きあげること。 ○ 扉、金属部分を清掃すること。 ○ 金属部分の乾拭きをすること。 ○ 硝子は洗剤等を用いて布で拭きあげること。 ○ ごみ箱のごみを収集し、集めたごみは所定の場所に搬出すること。
	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 床の拭き掃除をすること。ただし、汚れの著しい場合は、モップ及び洗剤等を用いて拭きあげること。 ○ 金属部分の乾拭き及び溝の清掃をすること。 ○ 力ゴ内壁、扉の拭き清掃をすること。
	階段廊下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自在ほうき等を用いて床の掃き掃除をする。ただし、汚れの著しい場合は、モップ及び洗剤等を用いて拭きあげること。 ○ 手摺の拭き掃除をすること。 ○ 扉の清掃をすること。

	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 床の掃き掃除をすること。 ○ 床を水拭きすること。ただし、汚れの著しい場合は、適正洗剤で拭き取ること。 ○ 衛生陶器類等を適正洗剤で拭き、汚物の処理等を実施すること。 ○ 洗面台を清掃し、鏡を拭くこと。 ○ 金属部分の乾拭きをすること。 ○ トイレットペーパーを補給すること。 ○ ごみ箱のごみを収集し、集めたごみは所定の場所に搬出すること。
	湯沸室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自在ほうき等を用いて床の掃き掃除をする。ただし、汚れの著しい場合は、モップ及び洗剤等を用いて拭きあげること。 ○ 三角コーナー等の厨芥を収集し、容器を洗浄すること。 ○ 流し台及びその周囲を洗浄し、タオルで拭くこと。 ○ ごみ箱のごみを収集し、集めたごみは所定の場所に搬出すること。
	洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自在ほうき等を用いて床の掃き掃除をする。ただし、汚れの著しい場合は、モップ及び洗剤等を用いて拭きあげること。 ○ 洗面台を清掃し、鏡を拭くこと。 ○ 金属部分の乾拭きをすること。
	屋上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回して粗ごみを拾うこと。 ○ 吸殻入れ容器は、タオルで水拭き又は乾拭きをすること。 ○ 吸殻等のごみを収集し、集めたごみは所定の場所に搬出すること。
駐車場、建物周り	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回して粗ごみを拾うこと。 ○ 集めたごみは所定の場所に搬出すること。
	外回り	<ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回して粗ごみを拾うこと。 ○ 玄関周り等は、自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出すること。
その他共通事項	ごみ収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業箇所・作業範囲に含まれてなくとも、設置してあるごみ箱についてごみの収集をすること。 ○ 集められたごみを分別すること。 ○ 集められたごみを適当な分量に梱包すること。 ○ ごみの計量をし、ごみ重量調査票（別表1-1及び別表1-2）により実施すること。
		<p>※ 突発的な汚れ等が発生した場合は、委託者の指示により対応すること。</p> <p>※ 玄関等の出入口2箇所に泥落とし用マット、防塵用マットを配置し、定期的に交換すること。</p>

(1) 松戸市中央消防署（ちば北西部消防指令センター部分のみ。）

作業箇所		作業要領
専用部分	事務室 管制室 仮眠室 更衣室 会議室 食堂 書庫	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーペット床は、掃除機等で清掃すること。 ○ 自在ほうき等を用いて床の掃き掃除をする。ただし、汚れの著しい場合は、モップ及び洗剤等を用いて拭きあげること。 ○ 金属部分の乾拭きをすること。 ○ ごみ箱のごみを収集し、集めたごみは所定の場所に搬出すること。
共用部分	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 床の掃き掃除をすること。 ○ 床を水拭きすること。ただし、汚れの著しい場合は、適正洗剤で拭き取ること。 ○ 衛生陶器類等を適正洗剤で拭き、汚物の処理等を実施すること。 ○ 洗面台を清掃し、鏡を拭くこと。 ○ 金属部分の乾拭きをすること。 ○ トイレットペーパーを補給すること。 ○ ごみ箱のごみを収集し、集めたごみは所定の場所に搬出すること。
	洗面室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自在ほうき等を用いて床の掃き掃除をする。ただし、汚れの著しい場合は、モップ及び洗剤等を用いて拭きあげること。 ○ 洗面台を清掃し、鏡を拭くこと。 ○ 金属部分の乾拭きをすること。
その他共通事項	ごみ収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業箇所・作業範囲に含まれていなくても、設置してあるごみ箱についてごみの収集をすること。 ○ 集められたごみを分別すること。 ○ 集められたごみを適当な分量に梱包すること。 ○ ごみの計量は、ごみ重量調査票（別表1-1及び別表1-2）により実施すること。

(2) 定期清掃

ア 作業時間

(ア) 松戸市消防局

休庁日 9時00分から17時00分まで（12月29日から1月3日を除く。）

(イ) 松戸市中央消防署（ちば北西部消防指令センターを含む。）他9消防署

平日 9時00分から17時00分まで（12月29日から1月3日を除く。）

(ウ) 松戸市消防訓練センター

平日 9時00分から17時00分まで（12月29日から1月3日を除く。）

イ 作業場所、作業箇所、作業回数及び作業要領

作業場所	作業箇所	作業回数	作業要領	
松戸市消防局	【専用部分】 局長室 団長室 事務室 仮眠室 会議室 更衣室 災害対策室 書庫 倉庫 物品庫 食堂 和室 講堂 印刷室 保健室	床	6回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洗剤液を用いてポリッシャーを掛けた後に、洗剤液を除去し、十分乾燥させ、樹脂ワックスを塗り残しや塗りむらのないように塗布すること。 ○ 4階の高床部分にあっては、洗剤液を使用しないこと。
	カーペット タタミ	1回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掃除機等を用いて塵埃等を除去すること。 ○ 汚れの目立つ部位は、その汚れの度合いにより素材に適したしみ取り剤等を用いて汚れを除去すること。 	
	【共用部分】 玄関ロビー エレベーター 階段廊下 便所 湯沸室 洗面室			
	全ての箇所	窓硝子	2回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 硝子用洗剤で窓ガラス両面の汚れを除去し仕上げること。
		照明器具	1回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水雑巾で塵埃をとること。 ○ 適正洗剤で板等の汚れを除去し、タオルで拭き仕上げをすること。
	該当箇所	トイレ	6回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 床の掃き掃除をすること。 ○ 床を水拭きすること。ただし、汚れの著しい場合は、適正洗剤で拭き取ること。 ○ 衛生陶器類等を適正洗剤で拭き、汚物の処理等を実施すること。

				<ul style="list-style-type: none"> ○ 洗面台を清掃し、鏡を拭くこと。 ○ 金属部分の乾拭きをすること。 ○ トイレットペーパーを補給すること。 ○ ごみ箱のごみを収集し、集めたごみは所定の場所に搬出すること。
	空調設備 フィルター 室外機	2回		<ul style="list-style-type: none"> ○ フィルターは、掃除機又は水洗い等により塵埃を除去すること。 ○ 空調設備・室外機は外見上の不備を確認すること。
	換気扇	1回		<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正洗剤を用いて汚れを除去すること。
	受水槽	1回		<ul style="list-style-type: none"> ○ 槽内の沈積物質、浮遊物質及び壁面の付着物等を除去すること。 ○ 槽の周辺を清掃し、槽内への異物混入防止措置の点検を行うこと。 ○ 槽内の消毒を行い、末端給水栓及び槽内から採水し、残留塩素、色、濁り、臭い及び味について水質検査を行うこと。
各消防署	<p>【専用部分】</p> <p>受付 事務室 会議室 仮眠室 食堂</p> <p>【共用部分】</p> <p>玄関 玄関ホール 廊下 湯沸室 階段 便所</p>	床	6回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洗剤液を用いてポリッシャーを掛けた後に洗剤液を除去し、充分乾燥させ、樹脂ワックスを塗り残しや塗りむらのないように塗布すること。 ○ 小金署の2階共有部分(廊下・前室)のカーペットについては、掃除機等を用いて塵埃等を除去すること。 また、汚れの目立つ部位は、その汚れの度合いにより素材に適したしみ取り剤等を用いて汚れを除去すること。

		カーペット タタミ	1回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掫除機等を用いて塵埃等を除去すること。 ○ 汚れの目立つ部位は、その汚れの度いにより素材に適したしみ取り剤等を用いて汚れを除去すること。
		トイレ	6回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 床の掃き掃除をすること。 ○ 床を水拭きすること。ただし、汚れの著しい場合は、適正洗剤で拭き取ること。 ○ 衛生陶器類等を適正洗剤で拭き、汚物の処理等を実施すること。 ○ 洗面台を清掃し、鏡を拭くこと。 ○ 金属部分の乾拭きをすること。 ○ トイレットペーパーを補給すること。 ○ ごみ箱のごみを収集し、集めたごみは所定の場所に搬出すること。
		窓硝子	2回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 硝子用洗剤で窓ガラス両面の汚れを除去し仕上げること。
		受水槽	1回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 槽内の沈積物質、浮遊物質及び壁面の付着物等を除去すること。 ○ 槽の周辺を清掃し、槽内への異物混入防止措置の点検を行うこと。 ○ 槽内の消毒を行い、末端給水栓及び槽内から採水し、残留塩素、色、濁り、臭い及び味について水質検査を行うこと。
松戸市消防訓練センター	管理棟	床	12回	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーペット床は、掃除機等で清掃すること。 ○ 自在ほうき等を用いて床の掃き掃除をする。ただし、汚れの著しい場合は、モップ及び洗剤等を用いて拭きあげること。 ○ 金属部分の乾拭きをすること。 ○ ごみ箱のごみを収集し、集めたごみは所定の場所に搬出すること。

		トイレ	12回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 床の掃き掃除をすること。 ○ 床を水拭きすること。ただし、汚れの著しい場合は、適正洗剤で拭き取ること。 ○ 衛生陶器類等を適正洗剤で拭き、汚物の処理等を実施すること。 ○ 洗面台を清掃し、鏡を拭くこと。 ○ 金属部分の乾拭きをすること。 ○ トイレットペーパーを補給すること。 ○ ごみ箱のごみを収集し、集めたごみは所定の場所に搬出すること。
		窓硝子	2回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 硝子用洗剤で窓ガラス両面の汚れを除去し仕上げること。
その他共通事項	<p>※ それぞれの作業完了後、施設責任者の検収を受ける際に、作業内容について指摘を受けた場合、受託者の責任において改善すること。</p> <p>※ 検収後に受託者の責に帰する理由により作業が完了していないことが発覚した場合は、受託者の責任において作業完了に向け対応すること。</p> <p>※ 上記について受託者は、作業員へ周知徹底を図ること。</p>			

(3) 管理業務等

ア 作業時間

(ア) 松戸市消防局

休庁日及び平日9時00分から17時00分まで（12月29日から1月3日を除く。）

(イ) 松戸市中央消防署（ちば北西部消防指令センターを含む。）

松戸市小金消防署

松戸市五香消防署

松戸市消防訓練センター

平日9時00分から17時00分まで（12月29日から1月3日を除く。）

イ 作業箇所、作業回数及び作業要領

	作業箇所	作業回数	作業要領
消防局	ポンプ点検 湧水ポンプ 2台 汚物・汚水用ポンプ 2台 発電機冷却水ポンプ 1台 貯水槽揚水ポンプ 1台	2回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外観及び機能の点検をし、任意の様式にて点検報告をすること。
	水質検査	2回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲料水に消毒薬等を投入して、水道法第4条に規定する水質基準にすること。 ○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項に規定する遊離残留塩素の基準にそれぞれ適合させること。 ○ 検査項目は、消毒の残留効果及び色、濁り、及び、水質基準に関する省令の表中欄に掲げる事項のうち必要のある事項について行うこと。
	衛生害虫駆除	2回	<ul style="list-style-type: none"> ○ IPM(総合的有害生物管理)に準じた施工方法とし、薬剤散布を実施する場合は、委託者と薬剤の種類・量・散布方法等について協議すること。 ○ 仮眠室のベットの畳には、防虫紙を巻き込むこと。
	空気環境測定	6回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき空気環境測定を実施しすること。
	専用水道管理状況検査	1回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道法第34条の2第2項に定める簡易専用水道の検査について、依頼、手続及び立会いを実施すること。
	草刈及び剪定	1回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 草刈り及び植木の剪定を実施すること。

中央消防署（ちば北西部消防指令センター部分含む。）	ポンプ点検 加圧給水ポンプ 2台 増圧給水ポンプ 2台 雨水排水ポンプ 2台 散水用ポンプ 1台	2回	○ 外観及び機能の点検をし、任意の様式にて点検報告をすること。
	雨水貯留槽水質検査	6回	○ 厚生労働省「建築物環境衛生基準について」の雑用水の管理「散水、修景、清掃用水の維持管理」に基づきpH、臭気、外観、大腸菌及び濁度について水質検査を行うこと。
	空気環境測定	6回	○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき空気環境測定を実施し報告すること。
中央消防署・小金消防署・五香消防署	水質検査	1回	○ 飲料水に消毒薬等を投入して、水道法第4条に規定する水質基準にすること。 ○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項に規定する遊離残留塩素の基準にそれぞれ適合させること。 ○ 検査項目は、消毒の残留効果及び色、濁り、及び水質基準に関する省令の表中欄に掲げる事項のうち必要のある事項について行うこと。
松戸市消防訓練センター	草刈及び剪定	2回	○ 草刈り及び植木の剪定を実施すること。 ○ 実施箇所は、別紙4（松戸市消防訓練センター）によるものとする。

(4) 使用材料

- ア 本作業に使用する諸材料は、すべて品質良好なものを使用すること。
- イ 本作業に使用する諸材料、資材等の一切は受託者の負担とし、光熱水費等は委託者の負担とする。
- ウ 松戸市消防局で使用する、ごみ袋、トイレットペーパー、及びビニール袋は受託者にて用意すること。

(5) ごみの分別収集（松戸市消防局・中央消防署（ちば北西部消防指令センター一分））

- ア 庁舎内外から出るごみは、松戸市指定の区分別に収集し、計量後集積場所に搬出すること。
- イ 計量結果は、ごみ重量調査票（別表1-1及び1-2）により報告すること。

(6) 作業工程

- ア 契約業務の工程は、日常清掃作業要領、定期清掃作業要領、管理業務等作業要領及び日常清掃作業基準表（別紙3-1及び3-2）により実施すること。
- イ 定期清掃及び管理業務等については、実施予定月の前月までに作業計画を提出し、委託者の承認を得ること。

(7) 記録及び報告要領

日常清掃及び定期清掃を除く業務にあっては、記録表を作成し定期に委託者にそれぞれ提出し承認を得ること。また、全ての業務において作業完了後、施設責任者の検収を受け、部分完了届（第1号様式）を委託者に提出すること（検収時に指摘を受けた場合は、改善後に施設責任者の再検収を実施）。

(8) 一般事項

作業にあたっては、衛生管理、火気の取扱い及び高所での作業における安全管理には特に注意することとし、委託者の業務に支障のないよう次の事項に注意すること。

- ア 窓の開閉等により塵埃等を飛散させないこと。
- イ 清掃用具の取扱いによる衝撃又は湿気等により機械器具設置備品等を損傷させないこと。
- ウ 引火性ガソリン・ベンジン等の薬品は、許可なく使用しないこと。
- エ 電気・ガス等の使用にあたっては、制限容量内のものを使用するものとし、極力節約に努めること。
- オ 水道の使用にあっては、極力節約に努めるとともに、機器設備等に飛散させないこと。
- カ 職員や来庁者が使用中の場所の作業については、使用している職員へ作業実施の確認後に作業を実施するものとし、特に言動や行動について注意を払い作業をすること。

(9) 作業要員

受託者は建物内外に作業員を適正に配置し、委託者の業務に支障のないよう能率的に行う事を絶対条件とする。

- ア 作業員の服装は必ず統一し、受託会社名を明確に表示すること。
- イ 受託者は作業員名簿を作成し、委託者からの依頼により提出すること。
- ウ 受託者は作業を指示監督するために、責任者（1名）を配置し、委託者にその旨届け出ること。また、異動があった時も同様とする。
- エ 受託者は、作業実施の内容を記録し、委託者に報告すること。
- オ 受託者は、必要な全ての各種名義の変更手続き等は、委託者の業務に支障のないよう停滞なく契約金額の範囲内で履行する。

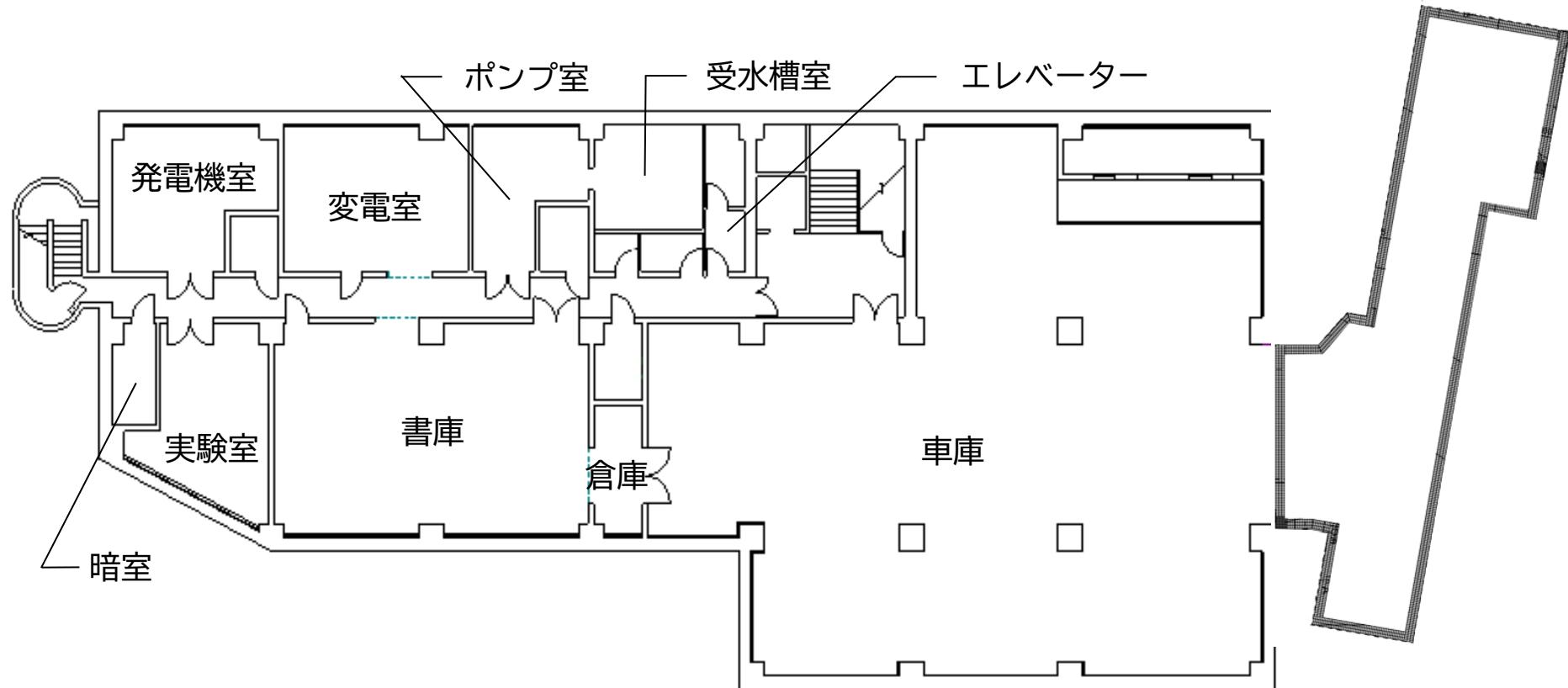
(10) 建築物環境衛生管理技術者の選任及び任務

受託者は契約後速やかに建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者を、建築物環境衛生管理技術者（非常勤）に選任し、経歴書及び選任届出書を速やかに委託者に提出すること。

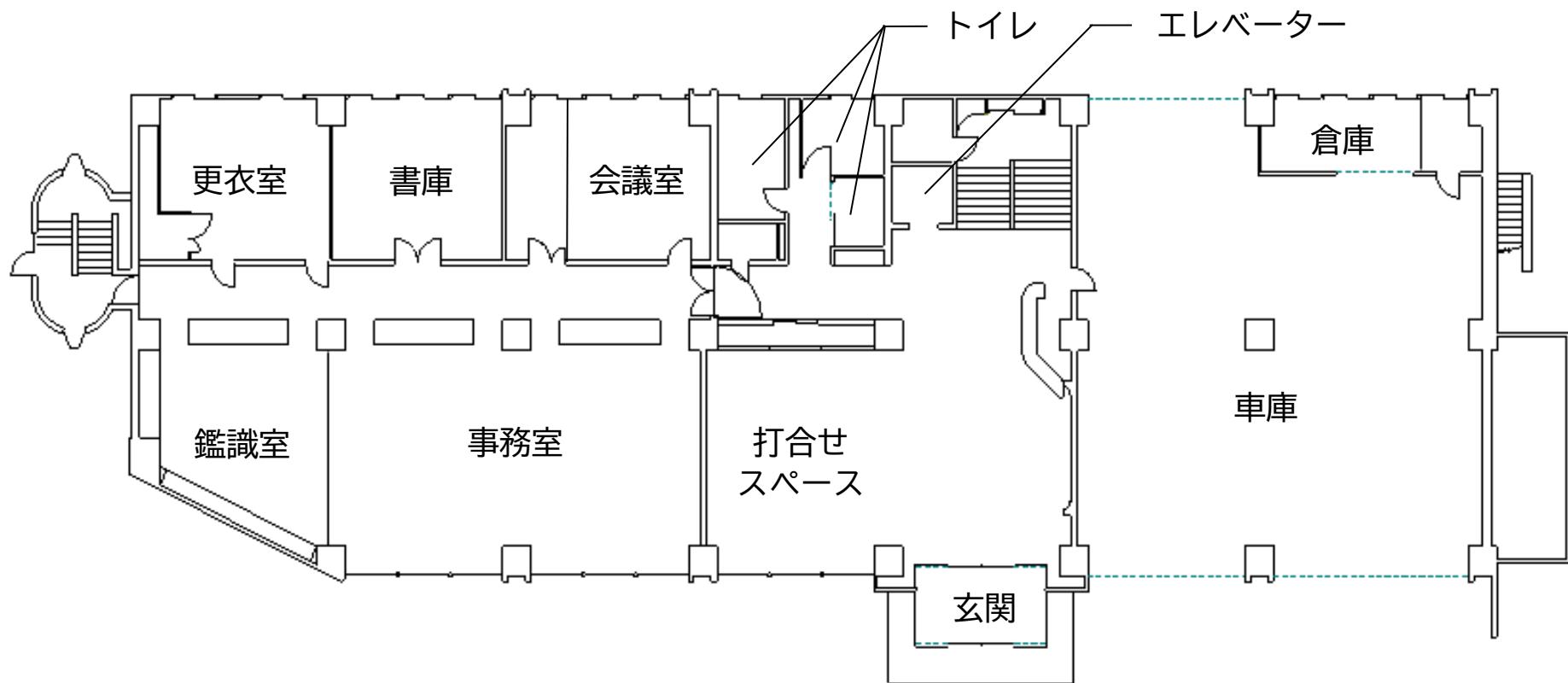
(11) 損害その他

- ア 作業の実施にあたり委託者又は第三者に損害を与えた場合は受託者の責任においてそれを賠償するものとする。
- イ 作業の実施中において、破壊箇所を発見した場合又は機器等の清掃にあたって、不完全な箇所を発見した場合は、直ちに委託者に報告すること。
- ウ 受託者及び作業員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- エ その他、本仕様書に定められていない事項及び疑義が生じた場合は委託者と協議すること。

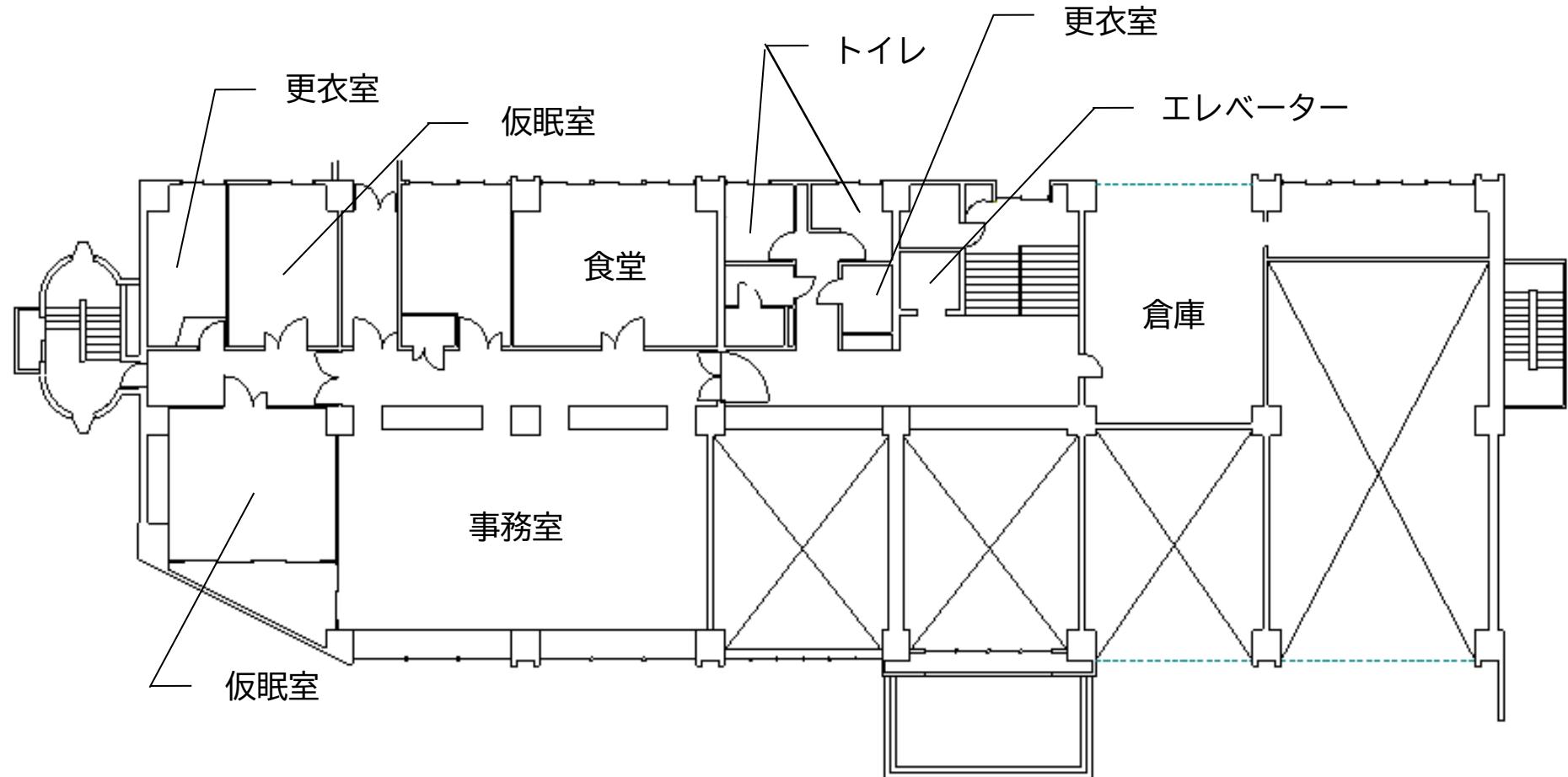
消防局 地下1階見取図（清掃委託用）



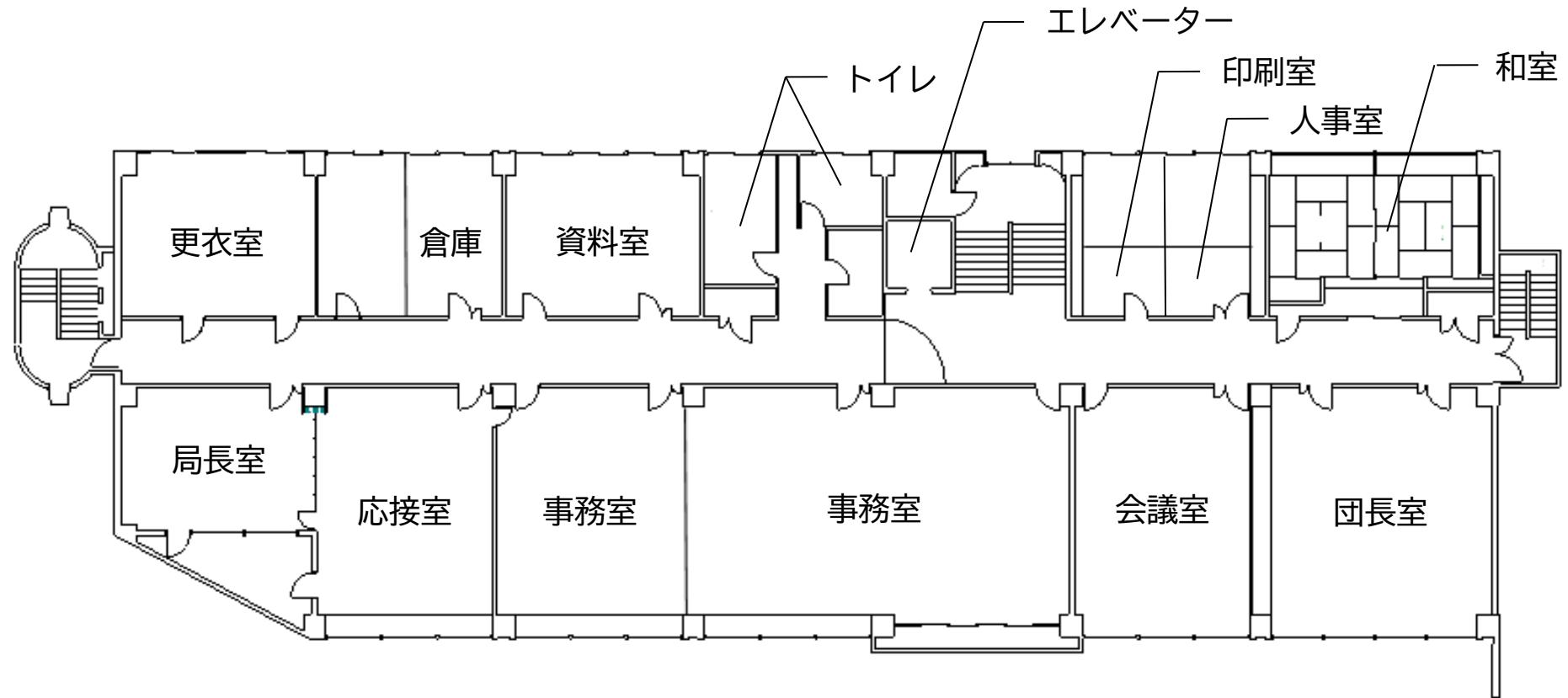
消防局 1階見取図（清掃委託用）



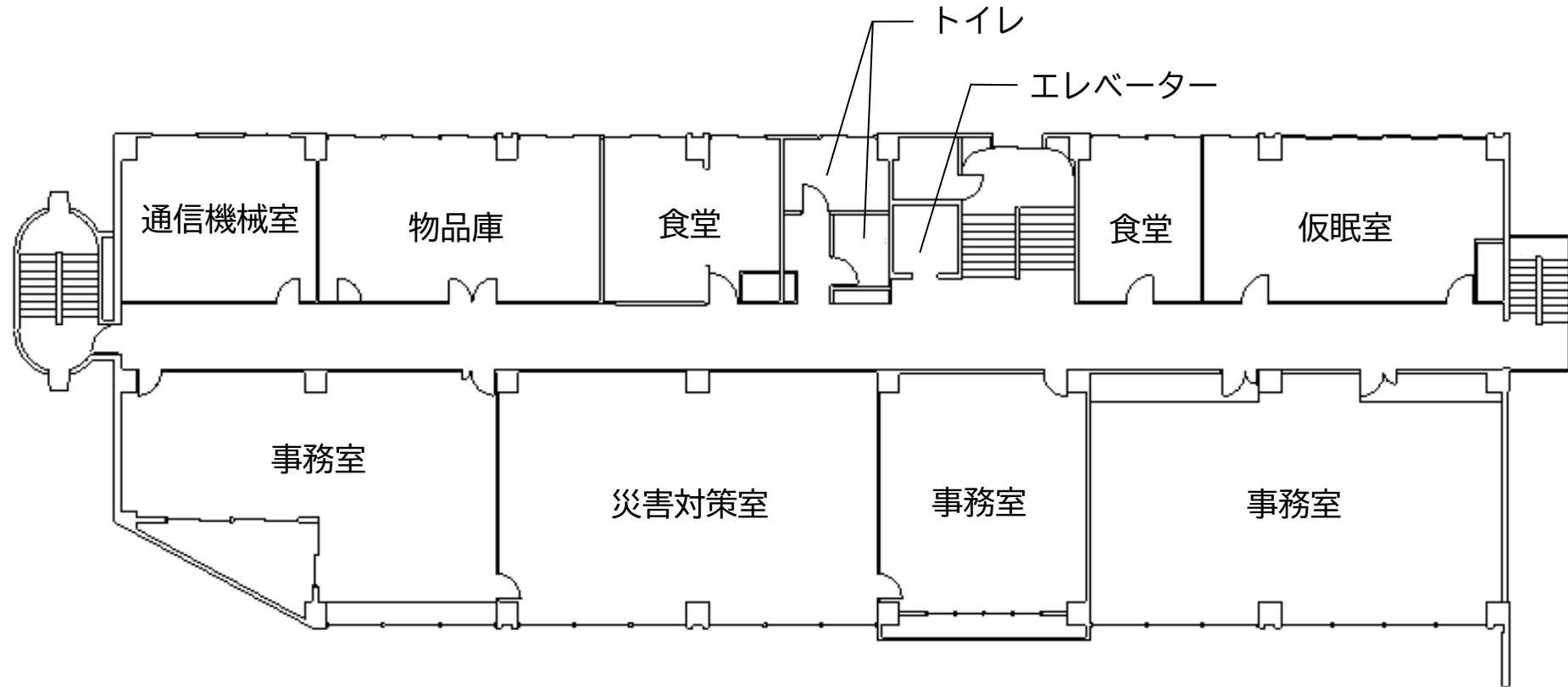
消防局 2階見取図（清掃委託用）



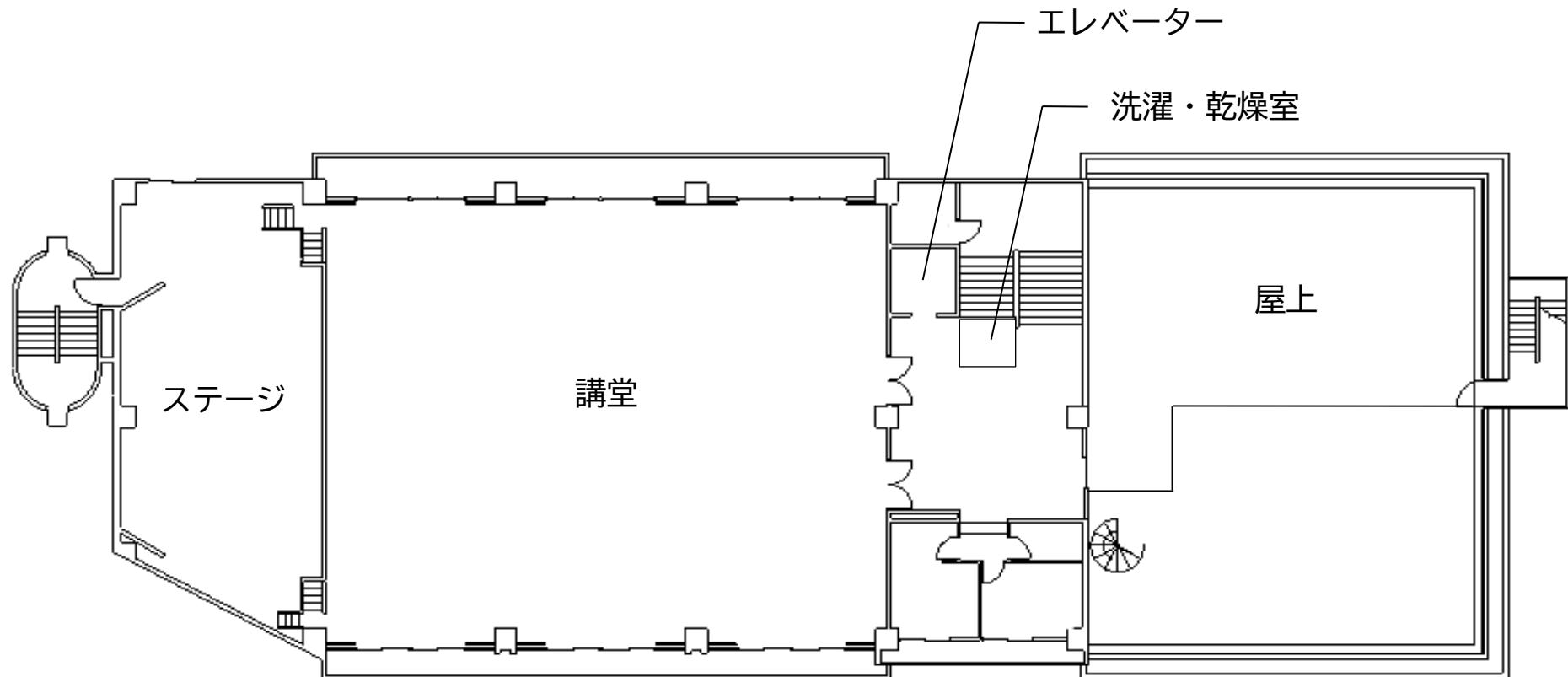
消防局 3階見取図（清掃委託用）



消防局 4階見取図（清掃委託用）



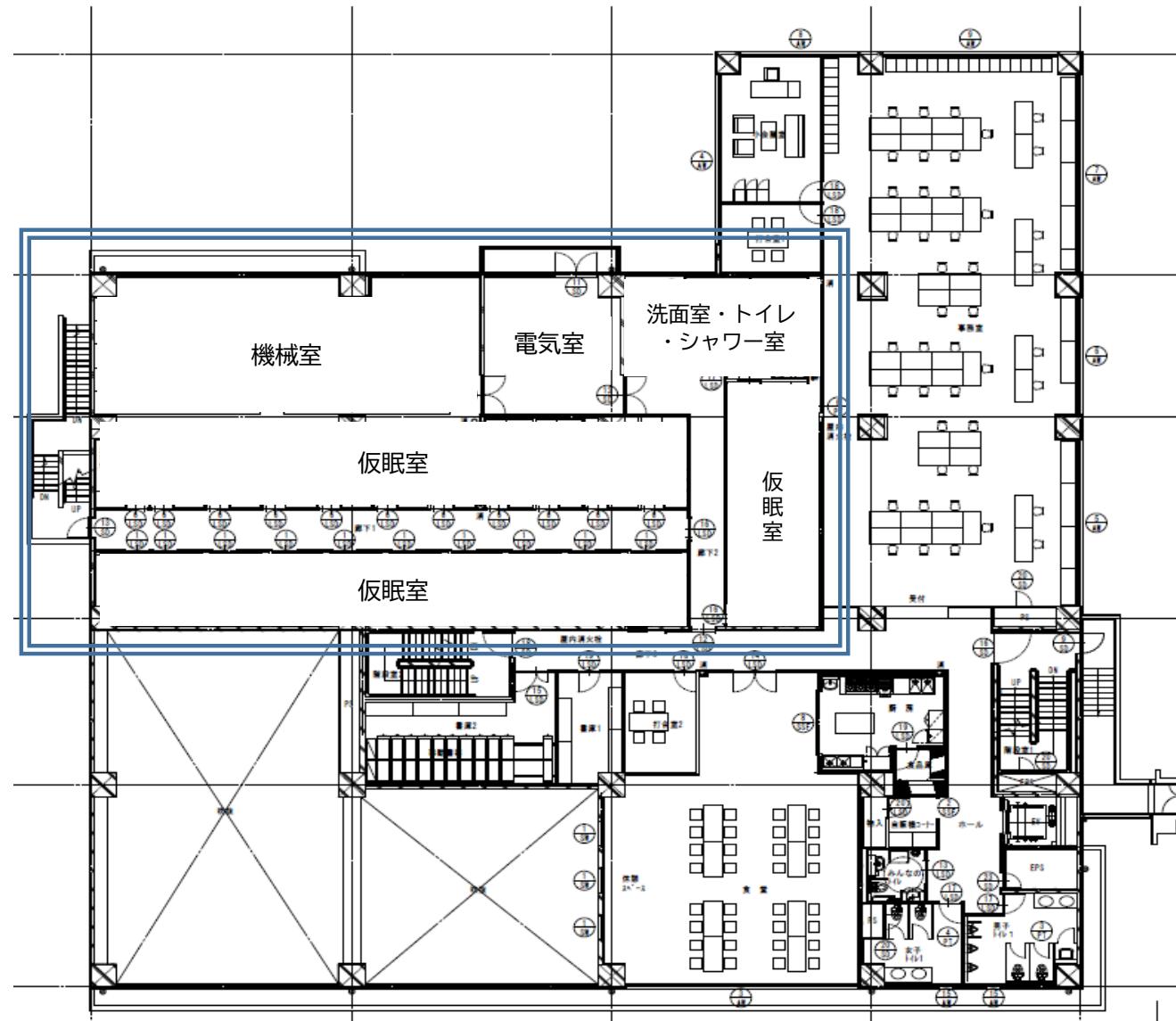
消防局 5階見取図（清掃委託用）



中央消防署 2階見取図（清掃委託用）

別紙1-2

中央消防署 2階平面図



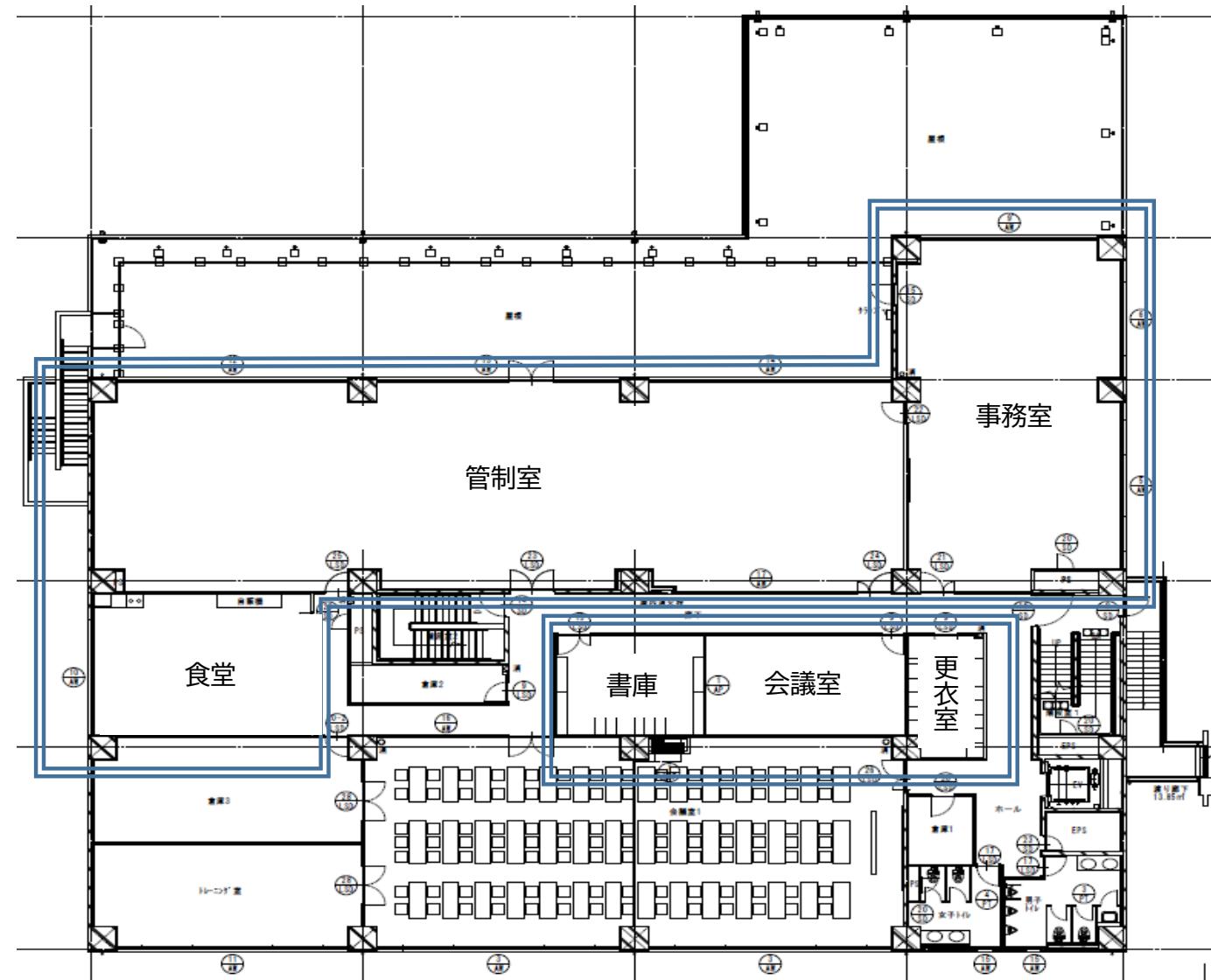
中央消防署 3階見取図（清掃委託用）

別紙1-2

中央消防署 3階平面図



・・・ちば北西部消防指令
センター部分



日常清掃・定期清掃範囲及び面積表

別紙2

施設名	階	日常清掃及び定期清掃			定期清掃		備 考
		専用部分	共用部分	除外箇所	カーペット清掃	硝子清掃	
消防局	B1	m ² 0.00	m ² 51.99	通路、階段以外の各部屋	m ² 175.77	m ² 464.60	※ 屋上、塔屋等は適時行うこと。 ※ 庁舎周り等の面積は共用部分に含んでいないが、日常清掃として行う。 ※ 除外箇所でも、ごみ箱が設置されている場合は、ごみの収集を行う。
	1	m ² 108.10	m ² 226.00				
	2	m ² 166.37	m ² 11.94				
	3	m ² 173.92	m ² 186.33	人事室、資料室、倉庫			
	4	m ² 178.97	m ² 95.51	通信機械室			
	5	m ² 165.13	m ² 171.22	ステージ			
	屋上	m ² 0.00	m ² 122.38				
	計	792.49	865.37		175.77	464.60	
西中 ン部央 タ消署 一防へ 部分 指ち 令ば セ北	1	m ² 0.00	m ² 0.00	機械室、電気室、シャワー室	m ² 174.11	m ² 67.34	※ 除外箇所でも、ごみ箱が設置されている場合は、ごみの収集を行う。
	2	m ² 174.11	m ² 100.84				※ ちば北西部消防指令センターの仮眠室・更衣室は、週1回の清掃とするが、委託者から申し出があった場合は適時実施する。
	3	m ² 511.55	m ² 0.00				
	計	685.66	100.84		174.11	67.34	

施設名	階	定期 清 掃				備 考	
		専用部分	共用部分	除外箇所	カーペット清掃		
中央署	1	m ² 375.53	m ² 47.56	ポンプ室、油庫、資機材庫、備蓄庫、階段倉庫 書庫、食品庫、厨房、物入倉庫	m ² 236.86	m ² 178.79	※ 屋上は面積に含まない。
	2	m ² 441.35	m ² 110.37				
	3	m ² 283.90	m ² 127.44				
	計	1100.78	285.37		236.86	178.79	
西口署	1	89.12	64.51	消毒室、厨房、脱衣所、更衣室、倉庫、車庫、発電室 洗面所、更衣室	0.00	100.56	
	2	158.63	56.69				
	計	247.75	121.20		0.00	100.56	
二 が十 丘世 署紀							
小金署	1	0.00	160.87	消毒室、洗面所、シャワー室、車庫、資機材庫、油庫 シャワー室 書庫、倉庫、厨房、更衣室	301.54 5.94	266.00	
	2	214.60	143.98				
	3	434.17	152.41				
	計	648.77	457.26		307.48	266.00	

日常清掃・定期清掃範囲及び面積表

別紙2

施設名	階	定期清掃					備考
		専用部分	共用部分	除外箇所	カーペット清掃	硝子清掃	
馬橋署	1	105.80	77.07	消毒室、脱衣所、浴室、倉庫、車庫、発電室、機械室			※ 屋上は面積に含まない。
	2	200.84	66.96	洗面所、更衣室、厨房	0.00	119.12	
	計	306.64	144.03		0.00	119.12	
大金平署	1	102.59	55.35	消毒室、シャワー室、乾燥室、倉庫、洗濯室、発電機室、厨房			
	2	198.31	82.74	洗面所、書庫、倉庫	125.30	138.25	
	計	300.90	138.09		125.30	138.25	
八ヶ崎署	1	128.63	96.48	消毒室、倉庫、洗濯室、発電機室、機械室			
	2	189.56	40.15	洗面所、倉庫、脱衣所、厨房	128.72	160.87	
	計	318.19	136.63		128.72	160.87	
五香署	1	117.84	121.11	消毒室、倉庫、発電機室、機械室			
	2	124.28	123.64	更衣室、洗面所、倉庫、脱衣所、乾燥室	182.56	262.76	
	3	159.39	84.81	倉庫、厨房			
	計	401.51	329.56		182.56	262.76	
六実署	1	53.52	49.52	消毒室、倉庫、浴室、脱衣室			
	2	208.29	64.17	洗面所、厨房	0.00	73.25	
	計	261.81	113.69		0.00	73.25	
東部署	1	91.76	53.41	消毒室、倉庫、浴室、脱衣室			
	2	194.38	45.25	洗面所、厨房	35.31	91.03	
	計	286.14	98.66		35.31	91.03	
消防訓練センター	1	55.71	30.31		0.00	41.23	
	2	74.37			0.00	41.23	
計	130.08	30.31			0.00	41.23	

日常清掃作業基準表 消防局

適：適時

数字：回数

別紙3-1

		床の拭き清掃	床モップ拭き	吸殻捨灰皿清掃	カーペットの清掃	タタミの清掃	紙屑等ゴミ処理	窓台の除塵	ドアの拭き清掃	手摺の拭き清掃	鏡磨き	洗面所の清掃	衛生陶器の清掃	厨芥の処理	厨芥廈外搬出	汚物の処理	ペーパーの補充	建物周りの清掃	扉間仕切磨き	金属光沢部磨き	荒天時の作業
専用部分	局長室	カーペット・アスタイル・ビニタイル・テラゾータイル・タタミ・木床			1		1		適												
	団長室				適				適												
	事務室		1		1	1	1	1	適												
	仮眠室		適		適		適		適												
	会議室		1							適											
	更衣室		適		適		適		適												
	災害対策室				1	1			適												
	書庫・物品庫		適				適		適												
	食堂		適				適		適												
	和室					適				適											
	講堂			適						適											
	印刷室		1					1		適											
	保健室		適				適		適												
共用部分	玄関ロビー	ビニタイル・テラゾー	2~3	適				1		適									適	適	適
	エレベーター	アスタイル・ビニタイル	1	適							適	1							適	適	適
	階段廊下	アスタイル・ビニタイル	1	適				1			適										適
	便所	モザイクタイル	1					1			適				1		1	適	1	1	
	湯沸室	アスタイル	1					2					1		適	適		適			
	洗面室	アスタイル	1					1			適	適						適			
	屋上	モルタル			1		適														適
その他	駐車場	モルタル																適			
	外回り																	適			適

日常清掃作業基準表 中央署（ちば北西部消防指令センター部分）

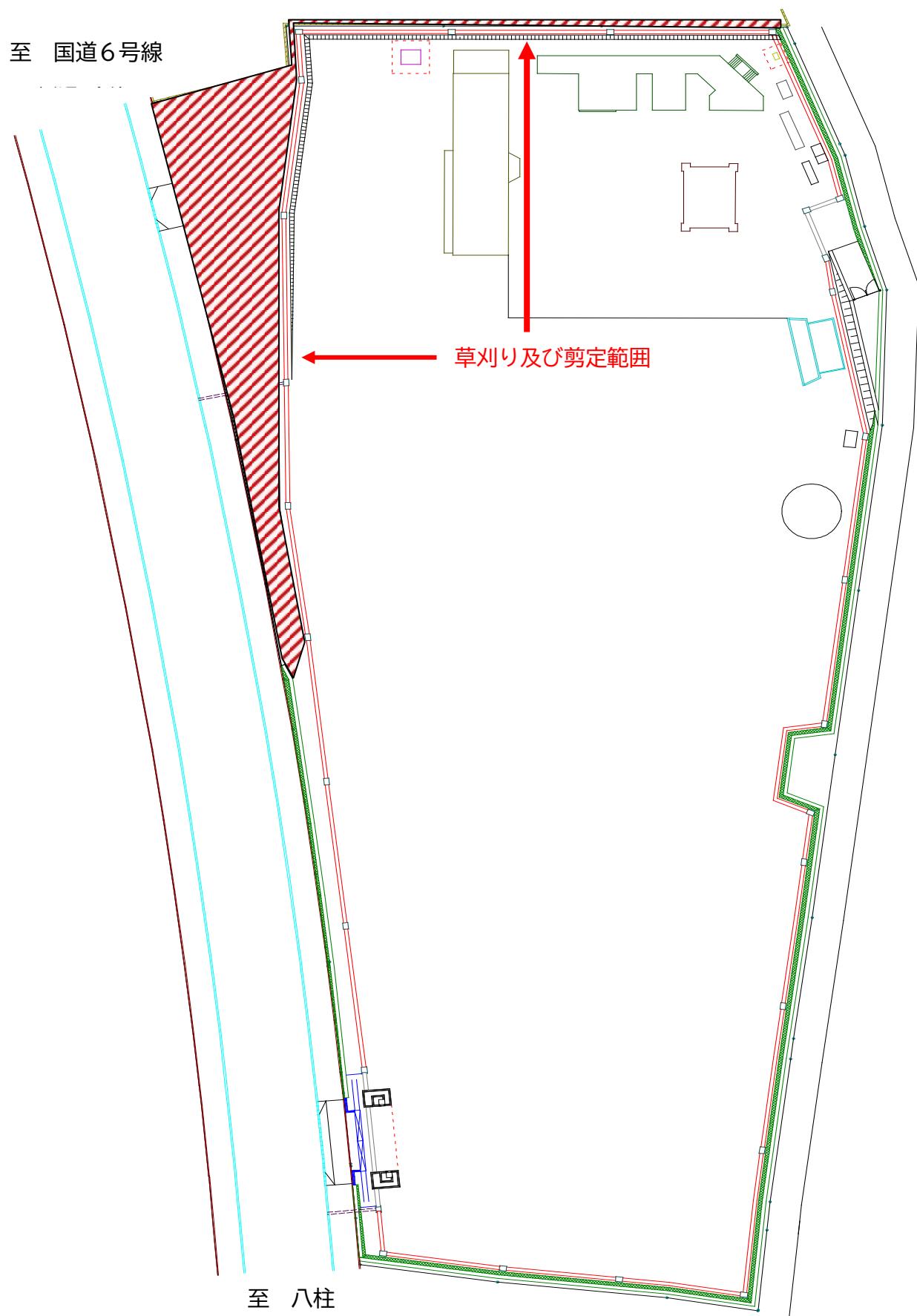
適：適時

数字：回数

別紙3-2

		床の拭き清掃	床モップ拭き	吸殻捨灰皿清掃	カーペットの清掃	タタミの清掃	紙屑等ゴミ処理	窓台の除塵	ドアの拭き清掃	手摺の拭き清掃	鏡磨き	洗面所の清掃	衛生陶器の清掃	厨芥の処理	厨芥庁外搬出	汚物の処理	ペーパーの補充	建物周りの清掃	扉間仕切磨き	金属光沢部磨き	荒天時の作業
専用部分	事務室	タイル・カーペット・ビニル床シート・ビニル床タイル	1			1		1	1	適											
	管制室				1		1			適											
	仮眠室		適			適		適		適											
	更衣室		適			適		適		適											
	食堂		1					1		適											
	会議室		1							適											
共用部分	便所	ビニル床シート	1					1		適		適		1			1	適		1	
	洗面室		1					1		適		適	適					適			

松戸市消防訓練センター



別表 1 - 1

ごみ重量調査票

消防局

年 月分

单位：kg

別表 1 - 2

ごみ重量調査票

ちば北西部消防指令センター

年 月分

单位：kg

第1号様式

部 分 完 了 届

令和 年 月 日

松戸市長

様

(受託会社名)

(代表者名)

印

松戸市消防局他11か所庁舎清掃及び管理業務等委託に係る業務が、次のとおり部分完了したのでお届けいたします。

記

- 1 施 設 名 松戸市消防局・松戸市 消防署・消防訓練センター
- 2 業務細目 · 日常清掃 ()
 · 定期清掃 ()
 · 管理業務等 ()
- 3 部分完了日 令和 年 月 日
- 4 回 数 回 / 回

検収日	令和 年 月 日
検収結果	良好 · 不良
検収者（氏名）	

(注) 検収者は、当該施設責任者が記入すること。